

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
海外ウラン探鉱支援助成金交付事業審査基準

平成 19 年 6 月 14 日
2007 年（鉱探）業務通達第 52 号
最終改正 平成 28 年 12 月 21 日

1. 本基準は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う海外ウラン探鉱支援助成金交付事業について、助成事業の案件採択を決定するために、海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第 9 条に基づき定めるものである。
2. 下記の審査項目に定める事項について厳正な審査を行い、以下の全ての審査項目を満足する案件を採択するものとする。
 - (1) 助成対象者
 - 海外において外国法人と共同してウランの探鉱に必要な地質構造の調査を行う本邦法人等であること。
 - 本邦法人等とは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書第 2 条第 1 号に定める本邦法人等であって、次に掲げる要件全てを備えているものとする。
 - イ 株式の過半数を本邦人又は本邦法人が所有していること。
 - ロ 取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を本邦人又は本邦法人が占めていること。ただし、ウラン産出国政府等（探鉱事業を実施する国又は地域において、当該事業の実施に関する許認可を所掌する政府機関又はこれに準ずる法人をいう。）が株式を所有し又は取締役を派遣している場合は、その所有株式数又は取締役数はこれを除いて考慮するものとする。
 - (2) 鉱種
 - 対象鉱種がウラン鉱であること。
 - (3) 権益
 - 本邦法人等が生産物引取権又は同等の権益等を有することが見込まれること。
 - (4) 地質環境
 - 対象地域及び周辺の鉱山・鉱床、地質構造、物理化学的異常等の既知調査データ等に基づき、対象事業が適正に評価されていること。
 - (5) 投資環境
 - 鉱山開発にあたって、環境規制等により致命的な阻害要因がないこと、かつ、インフラ整備が可能な地域であること。

(6) 事業内容等

助成事業として以下の要件を具備していること。

イ 助成対象事業

本邦法人等が海外において外国法人と共同して行う探鉱に必要な地質構造の調査であること。ただし、日本へのウラン供給の安定性向上に資さないことが明らかかな事業は対象より除く。なお、融資により当該調査を行う場合には当該本邦法人等が応分のリスクを負担していること。

ロ 助成事業の方法

衛星画像解析、地形図作成、地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査、坑道調査、選鉱試験及びプロジェクトの評価等であること。

ハ 助成事業の計画

審査項目（４）において審査された地質環境に基づき立案された調査計画であること。

ニ 事業見通し

期待される鉱床規模（品位を含む）等を踏まえて、助成対象期間中及び助成終了後の事業の見通しについて評価がなされており、その内容が妥当であること。

ホ 助成期間

助成期間は、当該助成事業が同一地域において複数年度にわたり実施される場合にあっては、５事業年度以内であること。

ヘ 助成事業の期間

助成金を申請しようとする事業年度の２月末までに完了する見込みのあるものであること。

ト 事業者の能力

助成事業が資金、技術及び事務能力を有する申請者に係る事業であり、かつ、助成事業を実施する外国法人又は共同企業体が指定する者が、当該事業を推進するに十分な技術・事務能力等を有していること。

3. 機構は、審査にあたり必要と判断したときは、現地調査を行う。

附 則

この業務通達は、平成１９年６月１４日から施行する。

附 則

この業務通達は、平成２０年２月１４日から施行し、平成２０年１月３１日から適用する。

附 則

この業務通達は、平成２８年１２月２１日から施行する。